

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当です。

### 受給資格者

手当を受けることができる方は、身体や精神に重度の障害のある児童（20歳未満）を監護している父もしくは母、または代わりにその児童を養育している方（養育者）です。

また、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があるとき等、手当が支給されませんので詳しくはお問い合わせください。

### 手当を受けるための手続き

保健福祉課へ次の書類を添えて、請求の手続きをし

## 特別児童扶養手当支給額

### ○児童1人あたりの月額

1級（重度障害児）	2級（中程度障害児）
50,900円	33,900円

てください。

- ① 請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本
  - ② 世帯全員の住民票の写し
  - ③ 障害認定診断書（用紙は保健福祉課介護福祉班にあります。）
  - ④ その他必要な書類
- ※印鑑を必ず持参してください。

## お忘れなく 現況届の提出

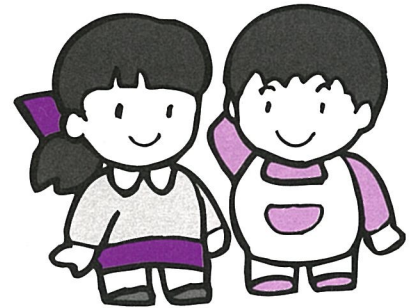
現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず現況届を提出してください。現況届を提出しないと、手当が受けられなくなることがあります。

### 提出期間

児童扶養手当：8月2日（月）から8月31日（火）まで  
特別児童扶養手当：8月11日（水）から9月10日（金）まで

### 問合せ

保健福祉課介護福祉班  
☎1158



## 子宮がん個別検診受付中!!

子宮がんの集団検診未受診者や個別検診を希望される方は、東陽病院での個別検診が受けられます。

**実施期間** 9月末日まで（第2・4土曜日・木曜日・日曜日・祝祭日は除く）

**申込み方法** 直接病院へ連絡し受診日を予約してください。実施期間中は随時受付しております。

**検査料** 子宮頸部検査 7,350円を

**本人負担額 1,000円**

子宮頸部+体部検査 10,500円を

**本人負担額 1,500円**

（体部検査については、医師の診断の結果で行います。）

町では、子宮がんの個別検診を始めました。自分の都合に合わせて受診でき、また、婦人科医に個別で相談できるという利点がありますので是非ご利用ください。

**問合せ** 光町保健センター ☎1158

**申込み** 東陽病院 ☎1335

## ひとり親家庭等 医療費等助成について

町では、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成をしています。

（児童とは、18歳に達する日以後3月31日までの児童等をさします）

詳しくは、保健福祉課介護福祉班（☎1158）へお問い合わせください。

なお、所得が一定額以上あるときは対象にならない場合もあります。